「奄美市新型コロナウイルス感染症緊急対策事業(第7弾)」

1. 事業計上の主旨

奄美市内初のクラスター発生等を受けて、県による飲食店等への夜間営業時間の短縮要請が実施され、要請に応じた飲食店や時短による影響の大きい事業者の支援を行う。

また、今月初めのIUCNからの「登録勧告」を受けて、世界自然遺産登録の実現を間近に迫ってきたこと等を踏まえ、来島者の増加に備えた更なる感染防止対策として、レンタカー事業者への支援を行う。

いずれも市独自の取組として実施する。

2. 事業予算

事業予算額 137,500 千円

(令和2年度明許繰越費の組替により対応,事業所支援予算)

3. コロナ関連予算

令和3年度コロナ予算計上額(繰越含む) 870,293千円

(R2 繰越 612,000 + R3 予算計 258,293)

(単位:千円)

区分	R2 繰越	R3 当初予算	補正予算	R3 予算計
事業費	612,000	48, 664	209, 629	258, 293
国・県補助金	164, 211	3, 532	158, 266	161, 798
コロナ交付金	145, 209	0	0	0
財政調整基金	302, 580	0	51, 363	51, 363
一般財源	0	45, 132	0	45, 132

(R3 予算計は一般会計 1 号補正までの累計額)

4. 事業内容

全体事業費 137,500 千円

事業所支援

■営業時短要請協力店舗緊急支援事業 95,000 千円

県による営業時間短縮要請に協力した飲食店等に対し,店舗の規模に応じて 支援金を給付し,事業継続を支援する。

- ○対象者 県発令の時短要請に応じた店舗で営業を継続している者 自己店舗所有者・テナント(650店舗を想定)
- ○支援金 自己所有者) 一律 10 万円 テナント) 1 か月分の家賃により算定 10 万円以下は 10 万円, 10 万円超は 20 万円 (使途は自由)
- ○予算 95,000 千円

■営業時短要請関連事業者緊急支援事業 28,000 千円

県による営業時間短縮要請に協力した飲食店等と直接取引がある事業者の うち、売上の減少した事業者に対し支援金を給付し、事業継続を支援する。

- ○対象者 時短要請に応じた店舗と直接取引のある事業者のうち 前年または前々年の同月(5月)と比較し売上が20%以上減少し た事業者。
- 支援金 法人) 20 万円(上限)個人) 10 万円(上限)(使途は自由)
- ○予算 28,000 千円

■タクシー事業者等支援事業 8,550 千円

県による営業時間短縮要請により影響の大きいタクシーや運転代行事業者に対し支援金を給付し、事業所と運転手への事業継続を支援する。

- ○対象者 タクシー・運転代行事業者(市内に事業所があり営業中の者)
- ○支援金 事業者と運転手の両者への支援として助成 事業所規模(運転手数)に応じて算定 夜間時短影響額:1日あたり売上5,000円として算定 5,000円×12日間(週6日勤務)=60,000円 60,000円×運転手数=1事業者あたりの支援金
- ○予算 8,550 千円

■レンタカー感染防止対策支援事業 4,450 千円

7月の世界自然遺産登録の実現を見据え、今後さらに来島者の増加が期待される中、島内交通の利用度の高いレンタカー事業者に対し、助成金を支給し、安全に安心して利用できる環境づくりを支援する。

- ○対象者 レンタカー事業者(奄美市内に事業所があり営業中の者)
- ○対象期間 令和3年4月1日~令和3年8月15日
- ○支援内容 感染防止対策として実施する費用の一部を助成 助成額は事業所規模(保有台数)に応じて算定

1事業所あたり 10万円~50万円

○予算 4,450 千円

■事務経費 (広告宣伝費・役務費等) 1,500 千円